

給水装置工事施行基準 新旧対照表

改正後の施行基準			改正前の施行基準
章	項目(頁)	内容(変更箇所)	内容
第Ⅱ章 給水装置工事 の設計	5.1 2 受水槽方式給水の計画使用水量 (Ⅱ-5-5)	1 日当たりの計画使用水量は、次により算出し、算出した 1 日当たりの計画使用水量の 4/10～6/10 程度を受水槽の <u>有効容量とする。一般的に受水槽への単位時間当たり給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。</u>	1 日当たりの計画使用水量は、次により算出し、算出した 1 日当たりの計画使用水量の 4/10～6/10 程度を受水槽の容量とし、その水量を 2 時間から 3 時間までに給水できる流量として口径を決定する。
	5.2 給水管口径の決定 1 基本 (Ⅱ-5-7)	「5.1 計画使用水量の決定」から得られる各区間の <u>計画使用水量を基に、各区間の給水管内の流量より摩擦損失水頭を算出し、これに直接損失水頭となる立上り高さを加えることにより、区間ごとの所要水頭を求める。</u> こうして算出した最終区間(配水管からの分岐点) <u>までの所要水頭が給水装置全体の所要水頭であり、これが配水管の圧力水頭以下となる場合はそれを求める口径とする。圧力水頭以下にならない場合は、仮定口径を増径し、再計算を行う。</u>	「5.1 計画使用水量の決定」から得られる各区間の計画使用水量から損失水頭を算出し、これに立上り高さを加えることにより、区間ごとの所要水頭を求める。 こうして算出した最終区間(配水管からの分岐点)の所要水頭が給水装置全体の所要水頭であり、これが配水管の圧力水頭以下となるかを確認、満たされる場合はそれを求める口径とする。満たされない場合は、仮定口径を変更し、満たされるまで繰り返す。

<p>6.1 直結直圧式 1 要件 (Ⅱ-6-1)</p>	<p>(5)③ 逆流防止装置</p> <p><u>直結式の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなくてはならない。</u></p> <p>逆流防止弁は、単式逆止弁又は、その機能が同等以上のものとする。</p> <p>ア 1 戸建て専用住宅では、メーターの下流側に逆流防止弁を設置する。</p> <p>イ 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、メーターを地面に設置する場合は<u>メーターの下流側、メーターを建物内に設置する場合は親メーター下流側から立上り配管上流側の維持管理が容易な場所に逆流防止弁を設置する。</u></p> <p><u>また各戸にメーターが設置される場合は、各戸のメーターに近接して上流側に止水器具を、下流側に逆流防止弁を設置する。</u></p>	<p>(5)③ 逆流防止装置</p> <p>3 階直結直圧式の給水装置には、3 階からの逆流の防止及び断水時等の円滑な給水復帰を考慮し、必ず逆流防止装置を設置しなくてはならない。</p> <p>逆流防止弁は、単式逆止弁又は、その機能が同等以上のものとする。</p> <p>ア 1 戸建て専用住宅では、メーターの下流側に逆流防止弁を設置する。</p> <p>イ 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、メーターを地面に設置する場合は、3 階用メーターの下流側、メーターを建物内に設置する場合は、3 階用立上り管の立上り部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。</p>
<p>6.2 直結増圧式 5 配管構造等 (Ⅱ-6-3)</p>	<p>(2)④ 増圧装置の呼び径は、<u>増圧装置上流側の配管口径と同等以下とする。</u></p> <p>増圧装置の設置位置は、保守点検及び修繕を容易に行える場所とし、これらに必要なスペースを確保する。</p> <p>また、維持管理の際の排水処理を施す。</p>	<p>(2)④ 増圧装置の呼び径は、メーター口径と同等以下とする。</p> <p>増圧装置の設置位置は、保守点検及び修繕を容易に行える場所とし、これらに必要なスペースを確保する。</p> <p>また、維持管理の際の排水処理を施す。</p>

7.3 受水槽の構造 (Ⅱ-7-1)	<p>2 受水槽の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しない。</p> <p>※上記1及び2により、受水槽すべての面の表面と建築物の他の部分との間に空間 (<u>上部 1.0m 以上、その他 0.6m 以上</u>)があり、6面点検が容易にできる構造でなければならない。</p>	<p>2 受水槽の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しない。</p> <p>※上記1及び2により、受水槽すべての面の表面と建築物の他の部分との間に空間があり、6面点検が容易にできる構造でなければならない。</p>
	<p>5 水が滞留しない構造とする。</p> <p>(1)受水槽の<u>有効容量</u>は、1日当たりの使用水量の4/10～6/10を標準とし、高置水槽式の場合の高置水槽の<u>有効容量</u>は、1日当たりの使用水量の1/10を標準とし、滞留水の生じない構造とする。</p>	<p>5 水が滞留しない構造とする。</p> <p>(1)受水槽は、1日当たりの使用水量の4/10～6/10を標準とし、高置水槽式の場合の高置水槽は、1日当たりの使用水量の1/10を標準とし、滞留水の生じない構造とする。</p>
	<p>6 外部から汚水等が流入しない構造とする。</p> <p>(1)開口部の防水及び水密性に留意する。</p> <p>① マンホールなどの開口部は、周囲より10 cm以上高くする。</p> <p>② 開口部の蓋は、二重蓋など外部からの影響を受けない構造とし、かつ飲料水であることを明示し、<u>鍵付きの構造とする。</u></p>	<p>6 外部から汚水等が流入しない構造とする。</p> <p>(1)開口部の防水及び水密性に留意する。</p> <p>① マンホールなどの開口部は、周囲より10 cm以上高くする。</p> <p>② 開口部のふたは、二重ふたなど外部からの影響を受けない構造とし、かつ飲料水であることを明示する。</p>

<p>7.3. 受水槽の構造 (Ⅱ-7-2) ※追加項目</p>	<p><u>7 定水位弁の設置</u> <u>受水槽への給水は、定水位弁を使用することが望ましい。(口径 20mm はボールタップを使用してもよい。)</u></p>	
<p>7.7 非常用水栓等の設置 (Ⅱ-7-2) ※追加項目</p>	<p><u>停電、故障等によるポンプの停止に対応するため、受水槽上流側に直圧の非常用水栓(鍵付き)、または共用の直圧給水栓を設置すること。</u></p>	
<p>9.3 配管口径等配管上の注意 (Ⅱ-9-5)</p>	<p>2 2階等に配管する場合の止水栓の設置 給水管を2階以上又は地階に配管する場合は、その途中の容易に操作できる箇所に、<u>必要に応じて</u>止水栓を設置する<u>ことが望ましい。</u></p>	<p>2 2階等に配管する場合の止水栓の設置 給水管を2階以上又は地階に配管する場合は、その途中の容易に操作できる箇所に、止水栓を設置する。</p>
<p>11.2 メーターの設置基準 2 例外 (Ⅱ-11-1)</p>	<p>(2)建物内にメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニット方式により当該建築物の敷地内最上流部に親メーターを設置すること。 ただし、受水槽方式の場合及び<u>親メーター口径が 40 mm以下の場合、バイパスユニットの設置を省略することができる。</u>(親メーター交換時の断水等に関する承諾書を添付)</p>	<p>(2)建物内にメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニット方式により当該建築物の敷地内最上流部に親メーターを設置すること。 ただし、受水槽方式の場合及びメーター口径が 40 mm以下で建築物の用途が寮や社宅等の場合は、バイパスユニットの設置を省略することができる。(親メーター交換時の断水等に関する承諾書を添付)</p>

	11.5 メーターボックス (Ⅱ-11-2)	1 (1)口径 20mm~40mm メーター <u>鋳鉄製または樹脂製</u> の各メーターサイズ用を使用する。	1 (1)口径 20mm~40mm メーター 樹脂製の各メーターサイズ用を使用する。
IV章 図面作成	1.3 作図 2 平面図 (IV-1-2)	(7)分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径、 <u>延長</u> を図示すること。	(7)分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径を 図示すること。
	1.3 作図 4 立面図 (IV-1-2)	(5)立面図は縮尺に依存することなく、 <u>平面図上で南北 (Y軸)方向となる管路や用具の表記角度は、真北を0度 とし時計回りに20°~45°回転した(右斜め上~左斜め 下方向)斜線にて図示し、平面図上で東西(X軸)方向と なる管路や用具の表記角度は平面図と同様の水平線に て図示すること。</u>	(5)立面図は縮尺に関係なく、通常 45°の角度で図示 し、配水管(又は給水管)と同方向の給水管は、すべて配 水管(又は給水管)と平行になるように図示すること。 また、給水管取出し方向と同方向の給水管は、すべて取 出し給水管と平行になるように図示すること
	1.3 作図 7 表示記号 (4) (IV-1-6)	表IV-1-4 弁栓類その他の表示記号 <u>減圧弁、減圧式逆流防止弁、吸排気弁、可とう管(防震 継手)の記号を追加。</u> また <u>特殊器具は、品名と型番を明記する。</u>	

21	減圧弁	
22	減圧式逆流防止弁	
23	電磁弁	
24	空気弁	
25	吸排気弁	
26	可とう管(防震継手)	

<p>2.1 作図 (IV-2-1)</p>	<p><u>1 完成図の作成</u> <u>給水装置工事の施工後施工内容に基づき作成を行い、工事申請時に提出された「設計図」に記された設計内容との確認を行い、変更が行われた場合には当該箇所の変更に基づき訂正を行なった完成図を提出する。但し、「設計図」に記された工事設計内容と変更がない場合は当初の「設計図」を「完成図」とすることが出来る。</u></p> <p>2 オフセット図 「完成図」には、維持管理上必要なオフセットを計測し記載すること。 (1) オフセットの測点は、天災地変等に左右されにくい一定不変のものであることを必須要件とし、消火栓、制水弁、境界杭等とすること。 (2) 分岐位置、第1止水栓等のオフセットは、図IV-2-1を参考とすること。なお、図中の④の距離は、宅地境界から近い方の寸法を計測する。</p> <p>※(3)削除</p>	<p>1 作図の条件 「1 設計図」の作成方法に従い、市指定の様式で作成すること。 用紙は、「給水装置工事承認申込書」(給水条例施行規則第1号様式)とするが、書ききれない場合は、A3の白紙に記入し添付すること。</p> <p>2 設計図(平面図、立面図等)の訂正 完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正等を行い作成すること。</p> <p>3 オフセット図 給水管布設後、維持管理上必要なオフセットを測定し、完成図に記載すること。 (1) オフセットの測点は、天災地変等に左右されにくい一定不変のものであることを必須要件とし、消火栓、制水弁、境界杭等とすること。 (2) 分岐位置、第1止水栓等のオフセットは、図IV-2-1を参考とすること。なお、図中の④の距離は、宅地境界から近い方の寸法を計測する。 (3) 給水管の分岐工事が無い場合は、図中③及び④のみ計測する。</p>
----------------------------	--	--